

# 静岡県富士宮市資料

# 富士宮市の現状

H22年10月1日現在

人口	135,763人
高齢者数	29,833人
高齢化率	21.97%
身体障害者手帳保持者数	4,492人
療育手帳保持者数	803人
精神障害者保健福祉手帳保持者数	338人
要支援1・2	886人
要介護1～5	3,394人
認知症高齢者 日常生活自立度Ⅰ以上	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している 3,408人
認知症高齢者 日常生活自立度Ⅱ以上	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる 2,530人
認知症高齢者 日常生活自立度Ⅲ以上	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする 1,096人

## 富士宮市の要介護認定者数

(H23. 4. 27現在)

要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
921	940	933	648	585	449	4,476

## 富士宮市の高齢者世帯数

(H21. 9. 15調査時)

一人暮らし世帯	4,421世帯
高齢者のみの世帯	3,612世帯

# 富士宮市における「地域」の区分イメージ

## 第1区分 県・富士地区広域市町村圏

県の機関・広域の利用施設・市町間で共有するサービス等

児童相談所  
(県)健康福祉センター  
保健所

## 第2区分 富士宮市全域

市全域を対象とした総合的な施策の企画・調整をする範囲  
\* 市町村全域を対象とした公的機関の相談・支援

地域包括支援センター  
障害者指定相談事業所  
福祉事務所  
市社会福祉協議会

## 第3区分 自治会支部・生活圏域

総合相談窓口や福祉施設・介護保険事業所がある範囲  
\* 公的な相談と支援をランチで実施(市内7ヶ所)

地域包括支援センター  
のランチ  
(地域型支援センター)

## 第4区分 自治会・小地域

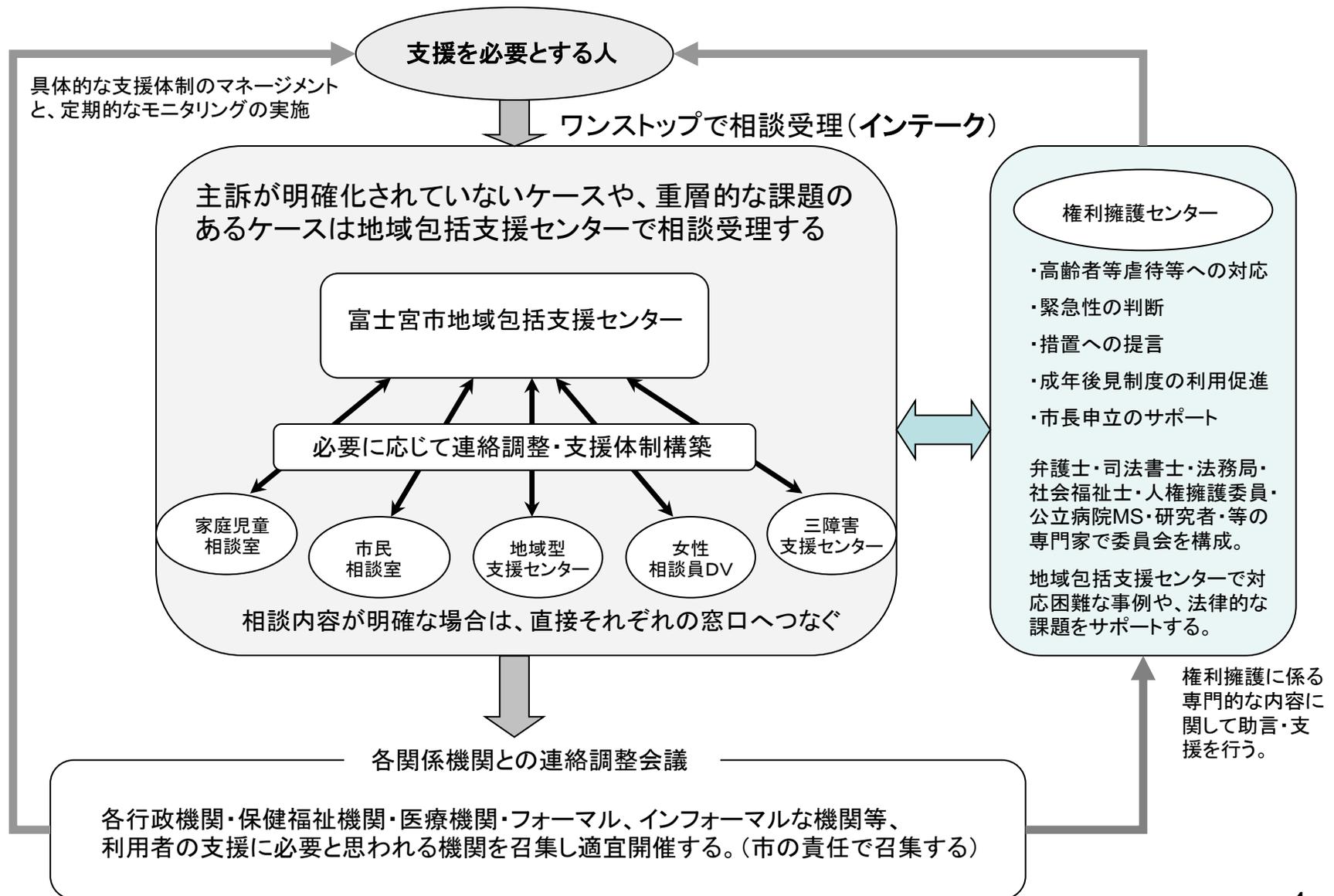
自治会町内会の防犯・防災活動、民生委員会活動  
地域寄り合い処等の日常的支援

地域福祉推進の地区  
レベルのプラットフォーム  
地区社会福祉協議会

## 第5区分 町内会・細地域

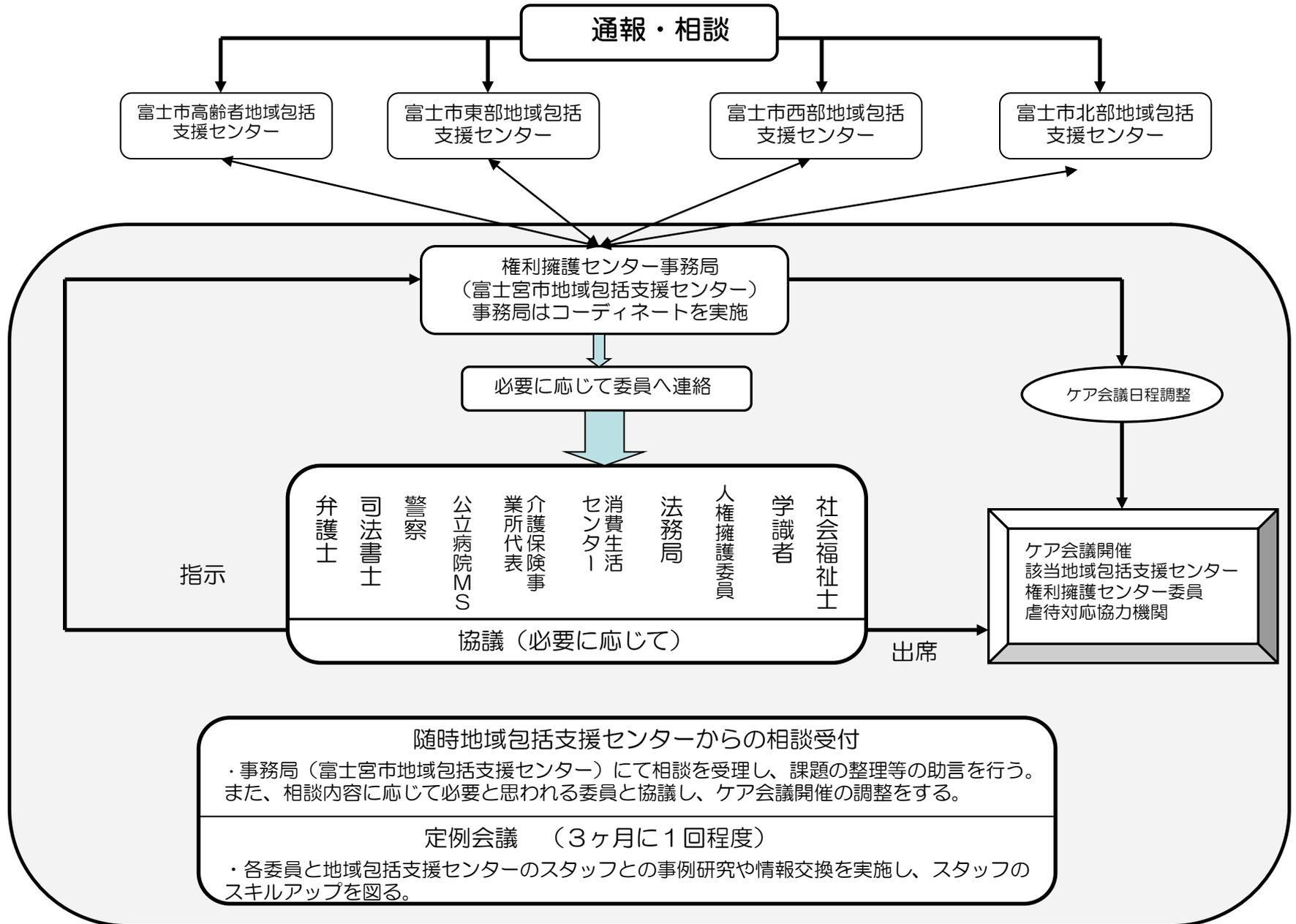
要支援者の発見・見守り、災害時支援の基礎的な範囲  
\* 見守りネットワーク活動等の実施

# 富士宮市における総合相談支援システムフロー



# 権利擁護広域ネットワークフロー

富士圏域（富士市・富士宮市）



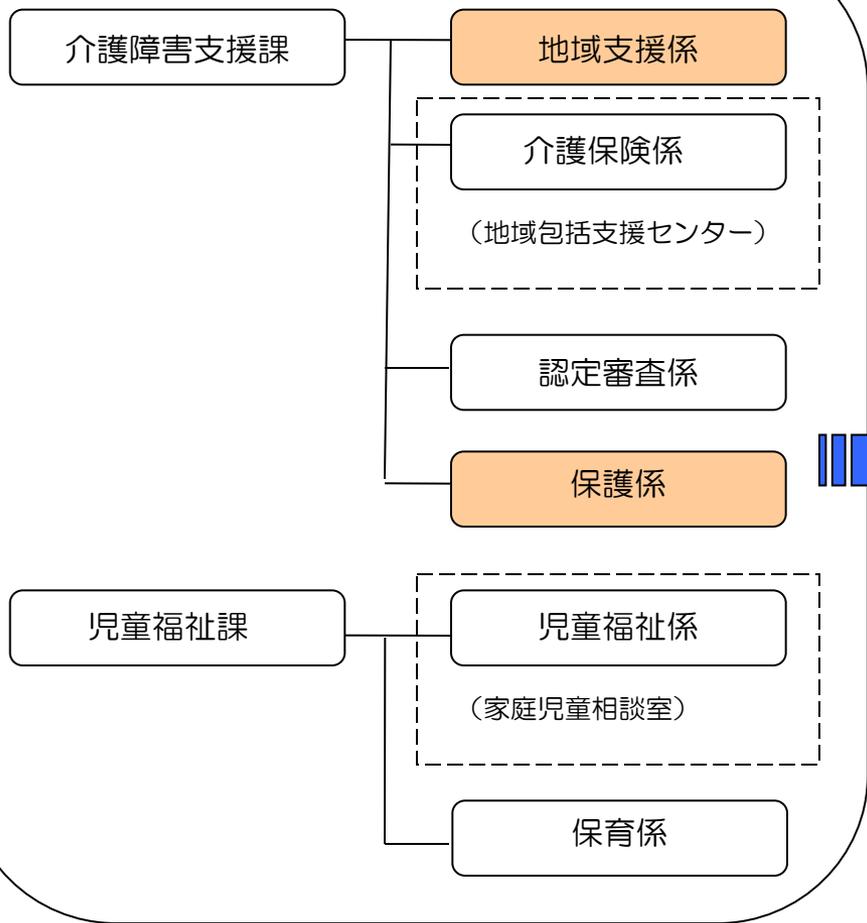
## 富士宮市地域包括支援センター(直営)人員配置

(H23. 4. 1現在)

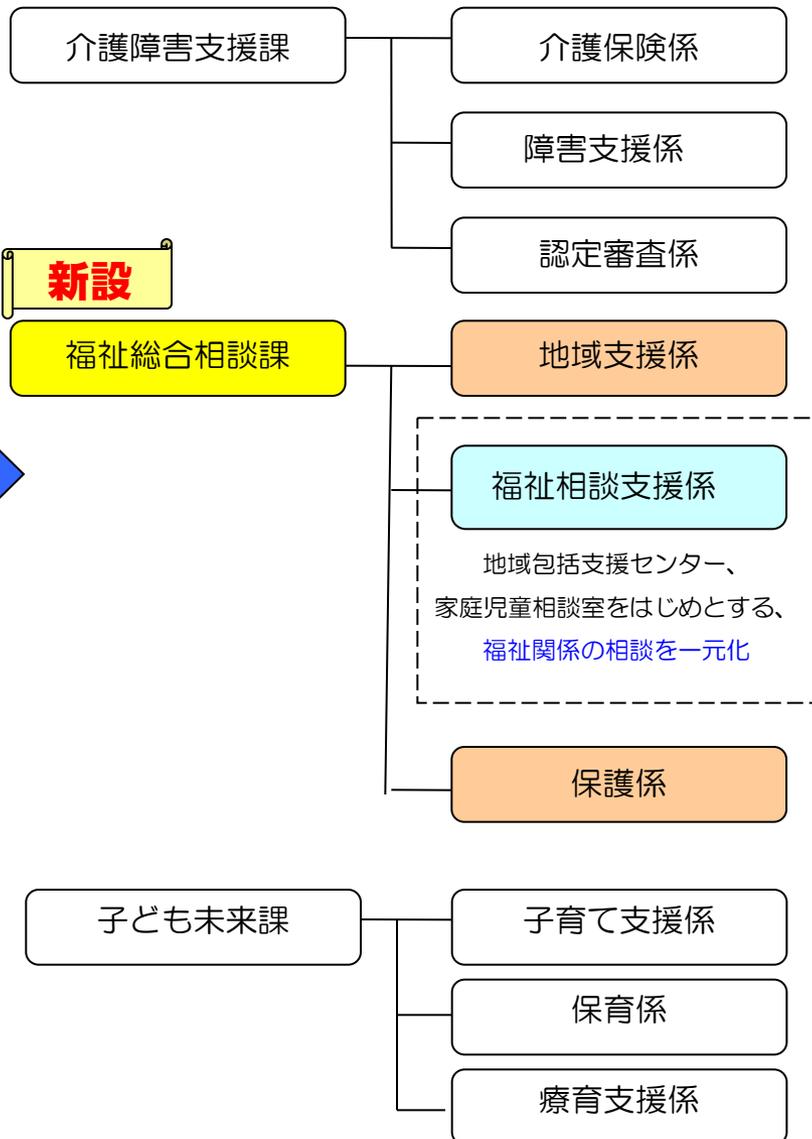
相談業務担当	社会福祉士	4名
	保健師	3名
	精神保健福祉士	1名
	主任ケアマネ	1名
介護予防担当	保健師	1名
	ケアプランナー	10名
	理学療法士	1名
	事務職員	1名
合計		22名

# 富士宮市における組織の再編

(H19年度)



(H20年度)



新設

福祉総合相談課

福祉相談支援係

地域包括支援センター、  
家庭児童相談室をはじめとする、  
福祉関係の相談を一元化

平成19年度から20年度の主な変更点

- ★福祉総合相談課を新設 (黄色)
- ★福祉相談支援係に家庭児童相談室業務をはじめとする福祉関係の相談を一元化 (水色)
- ★介護障害支援課から、地域支援係、保護係を移管 (オレンジ)

# 富士宮市における相談支援ネットワーク

富士宮市  
地域包括支援  
センター



## ・地域包括支援センター

地域包括支援センターは市直営1カ所

## ・地域型支援センター(ブランチ)の配置

地域型支援センターを生活圏域ごとに配置8ヶ所

## ・地域型支援センターに総合相談支援業務を委託

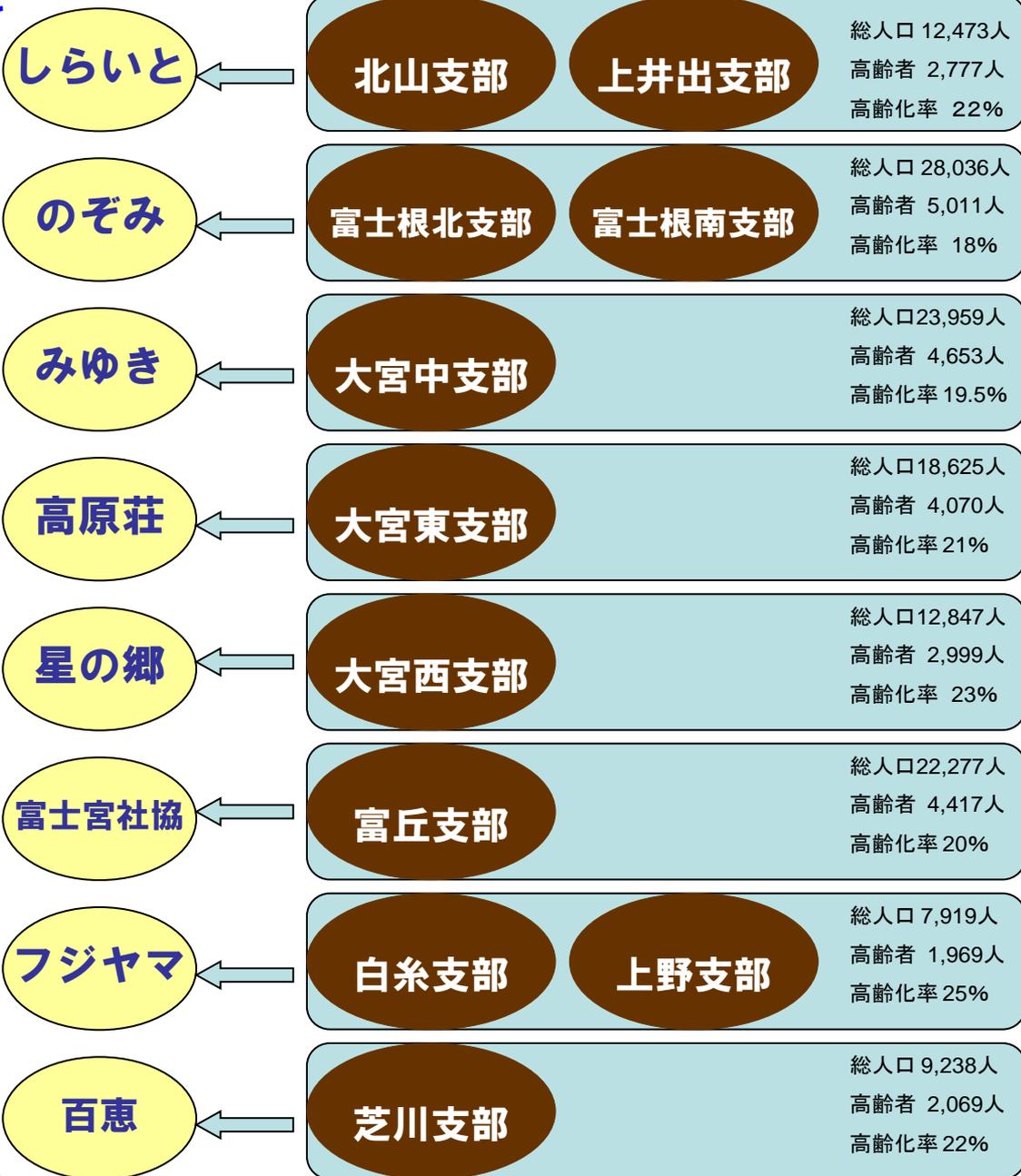
- ①関係者とのネットワーク構築
- ②本人、家族、近隣住民等からの相談受付
- ③制度やサービスに関する情報提供
- ④実態把握と緊急の対応、包括へのつなぎ

障害、児童等の相談はインテーク後包括へつなぎ

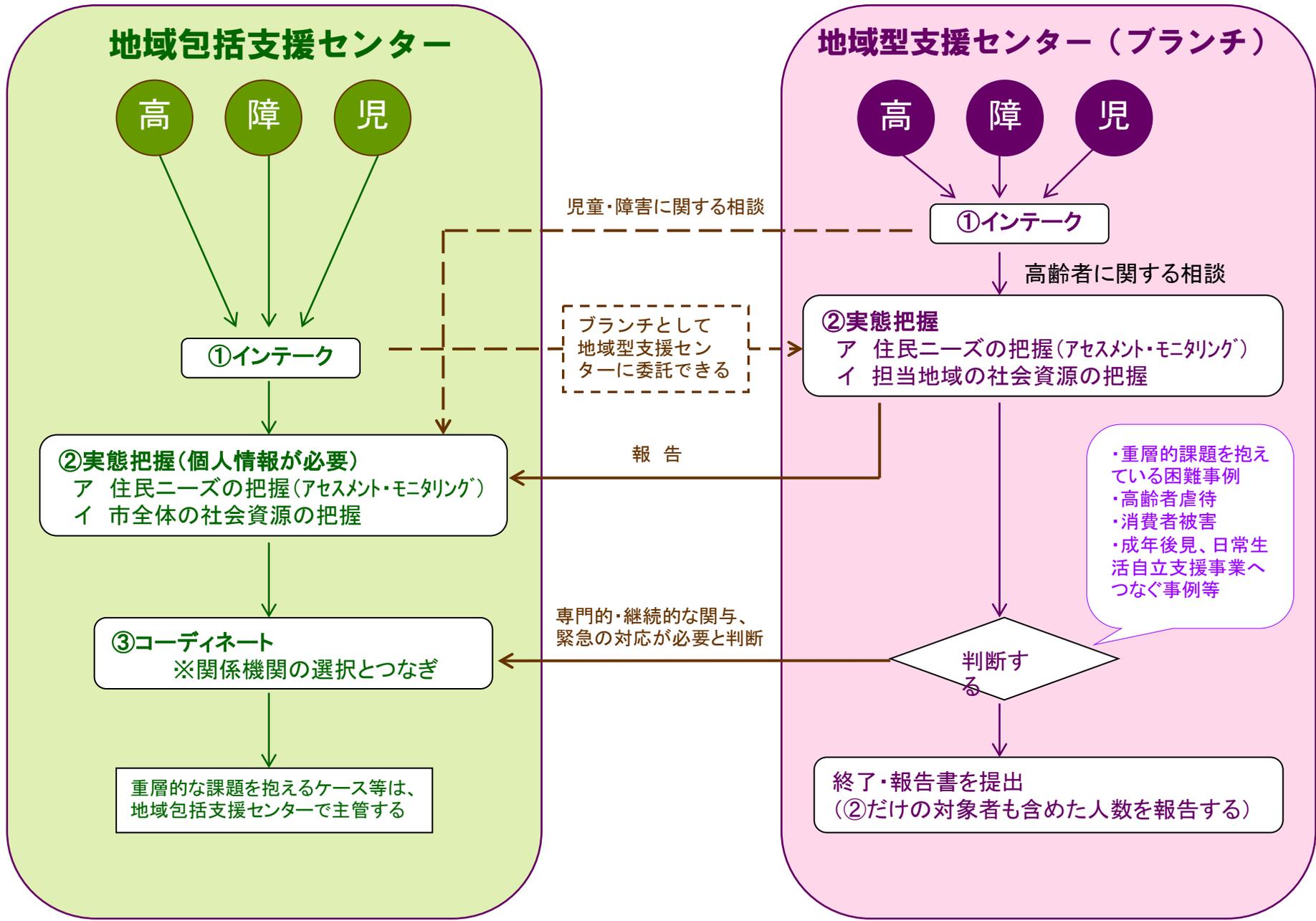
## ・権利擁護業務への対応

高齢者虐待、消費者被害、困難事例等への対応は地域包括支援センターへつなぎ、支援体制を構築する。

- 地域型支援センター8ヶ所
- 生活圏域 自治会支部11ヶ所



# 地域包括支援センターと地域型支援センター（ブランチ）の連携



## H22年度地域包括支援センター(直営)相談件数

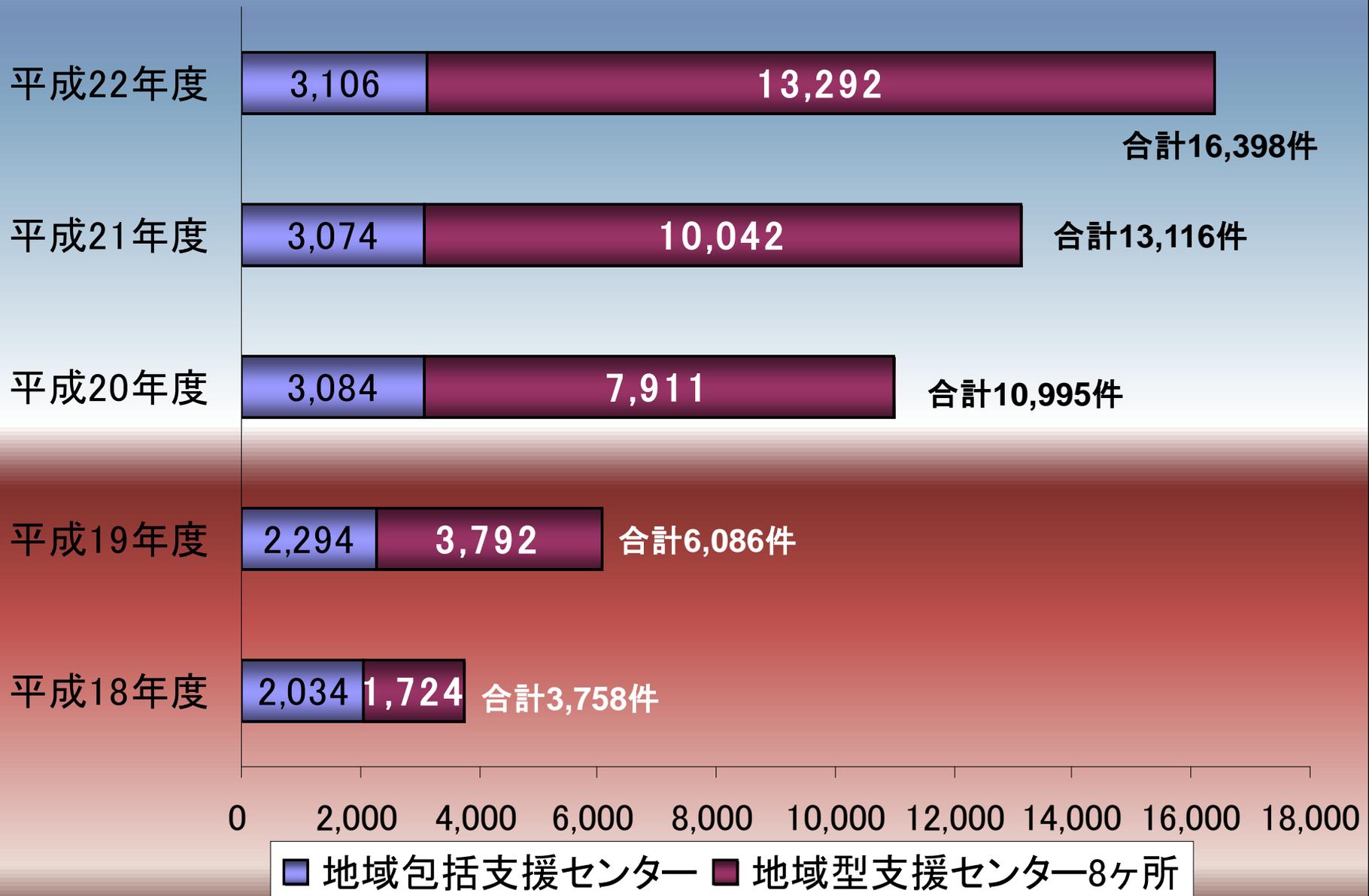
①相談種別 ②相談者 ③支援内容

介護保険	644
介護予防	191
一般高齢者	806
<b>高齢者合計</b>	<b>1,641</b>
知的	175
精神	411
身体	50
<b>障害者合計</b>	<b>645</b>
虐待	74
成年後見制度	161
他権利擁護	21
<b>権利擁護合計</b>	<b>256</b>
医療保健相談	82
児童(障害児)	15
経済的問題	370
その他	106
<b>①合計</b>	<b>3,106</b>

本人	841
家族・親族	950
民生委員	90
ケアマネージャー	318
他機関専門職	466
地域型支援センター	282
近隣住民・知人	66
行政機関(含警察・消防)	60
その他	33
<b>②合計</b>	<b>3,106</b>

悩み相談	670
制度説明	650
制度利用支援	1611
医療機関紹介	42
他機関・他部署の紹介	25
介護保険サービス情報の提供	160
介護予防サービス情報の提供	31
その他情報提供	531
継続支援を必要とするケース	932
関係機関との連携	684
連絡調整会議開催	54
その他	10 <sup>18</sup>
<b>③合計</b>	<b>3,106</b>

# 地域包括支援センター・地域型支援センター相談件数推移



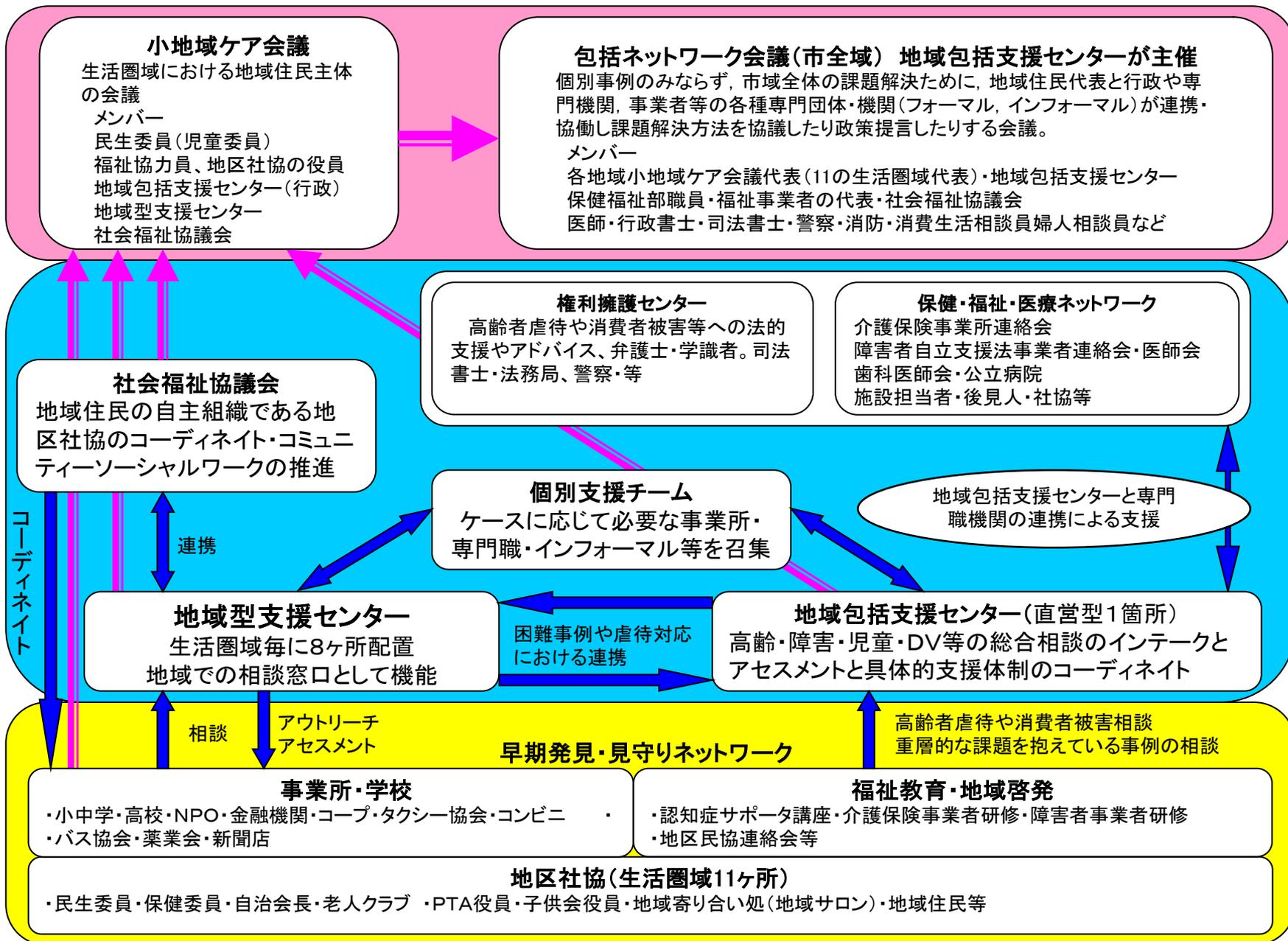
# 地域包括ケアを支える3つのシステム(富士宮市)

イメージ図

問題共有・地域課題  
解決システム

個別課題解決システム

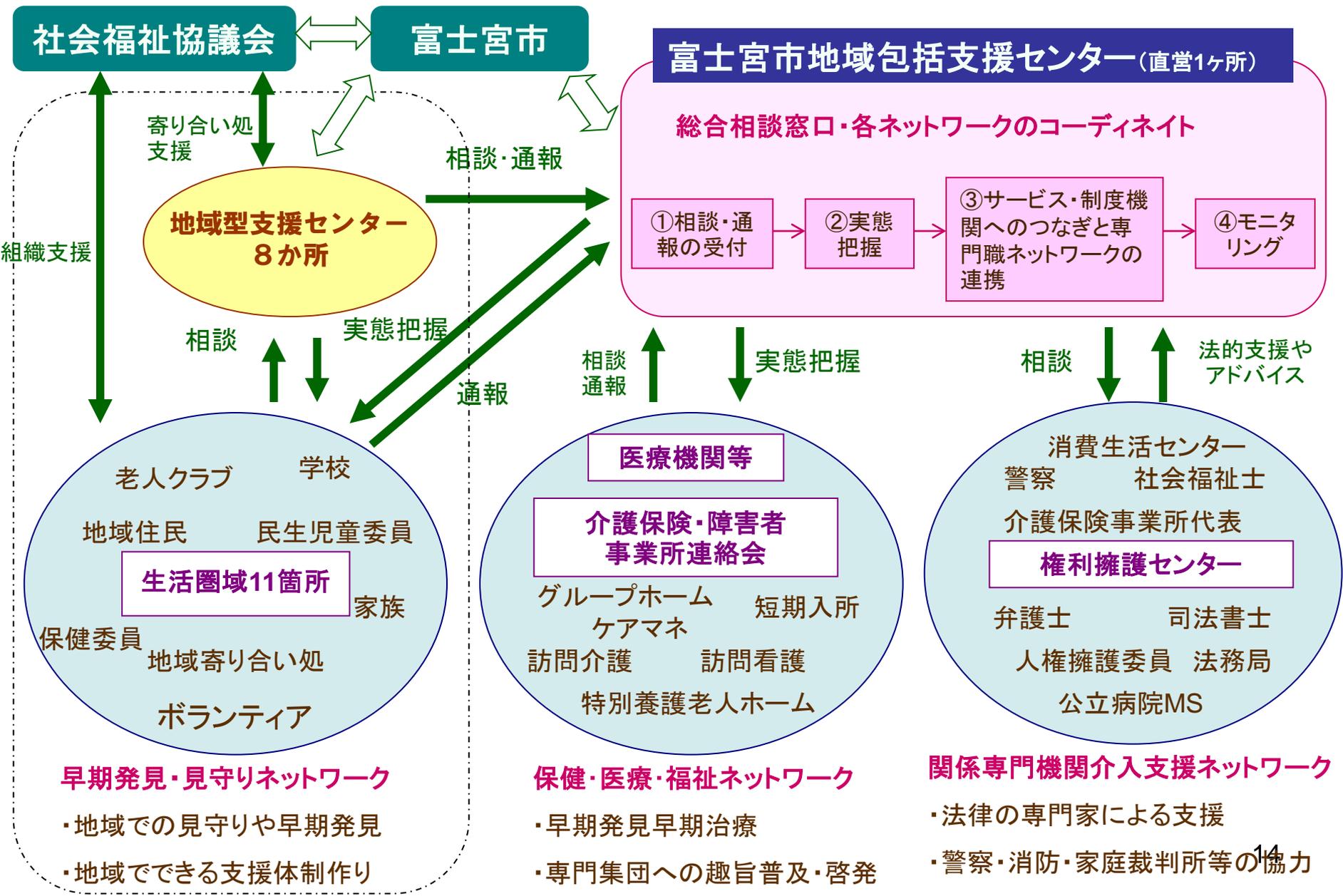
個別課題発見・  
抽出システム



# 地域包括ケアシステムを構築するための 3つのシステムと8つの機能

システム	機能	具体的内容
課題発見・抽出システム	ニーズの把握	支援を必要としている人や地域住民のニーズ・社会資源を把握する機能
	情報発進・集約	地域住民が医療や福祉・介護をはじめ、各種の生活場面において利用できる制度やサービス、資源等に関する情報が行き届く機能
	対象者早期発見 (日常的な見守り)	日常生活、社会生活において何らかの支援を必要としている人に近隣住民等が早くに気付き専門機関につなげられる機能
	福祉教育・地域啓発	地域の生活・福祉課題の早期発見のために、地域住民や専門機関の意識づくりを行う機能
個別課題解決システム	早期対応（支援）	事例の問題解決のために、早期に専門機関がアプローチし、必要な制度やサービス、資源と結びつける機能
	スーパービジョン (コンサルテーション)	要援護者の支援を行う中で、解決が難しい事例について、また高度な専門的知識・技術を要する事例について、専門的助言・指導を得ることができる機能
問題共有・地域課題解決システム	社会資源・システムの改善・開発	地域の普遍的・共通的課題を共有し、解決のために、既存のサービス・資源、システムの有効活用をはじめ、利用しにくいものの改善や、既存のものとの連結、不足しているものの開発を行う機能
	連携・ネットワーク	個別事例のみならず、地域課題の解決ために、地域住民と行政や専門機関、事業者等の各種専門団体・機関（フォーマル、インフォーマル）が連携・協働する機能

# 地域福祉ネットワークイメージ (認知症見守り・虐待防止・孤独死防止)



## ワンストップ福祉総合相談支援体制構築への取り組み —地域包括支援センターを基盤にした総合相談窓口の設置—

富士宮市地域包括支援センター 土屋 幸己

### 1. 福祉総合相談体制構築に向けて

富士宮市では、平成17年度に地域福祉計画の策定を行い、その中で「だれもが住み慣れた地域の中で安全に安心して暮らせるまちづくり」を目標に掲げ、高齢や障害などの理由により、支援が必要になったときに適切な支援がスムーズに実施できるようなシステムづくりが求められていました。

当時は、高齢者と障害者、児童、DV等は相談窓口がばらばらで、各担当課同士の連携は十分とはいえない状況でした。

実際に、認知症の母親の介護をしている娘が、介護疲れからうつ病になり、それが原因で夫と離婚し、子供は障害を持っていて、医療費や生活費等に困ってしまっているという重層的な課題をかかえている相談がありました。

しかし、従前の体制では、認知症は高齢福祉課、うつ病は保健センター、子供の障害は児童福祉課、生活困窮は生活保護課というように相談先が多岐にわたり、この家族全体のアセスメントを主管する機関が無く、その結果適切な支援体制が構築されず支援を必要としている人に適切な支援を提供することが困難でした。そこで、福祉に関する初期相談とアセスメント及び相談機関の連絡調整を実施する福祉総合相談窓口の設置に取り組みはじめました。

介護保険においては平成18年度に向けての第三期介護保険事業計画の見直しが行われ、従前の国庫補助事業であった在宅介護支援センターを全面的に見直し、地域支援のための総合相談・介護予防マネジメント・包括的継続的マネジメント・権利擁護事業等の機能を果たすために、地域包括支援センターを設置するという構想が明確になってきました。

富士宮市においては、福祉総合相談窓口の設置を課題としていたため、地域包括支援センターを中心にした福祉総合相談体制の構築を目指すことになりました。

当初は、総合相談センターを設置し、地域包括支援センターで実施する総合相談支援事業、障害者自立支援法に基づく相談支援事業と児童福祉法における子育て支援事業の相談部分の機能を集約し、関係法に基づいた相談員を一ヶ所に集約し縦割りの相談支援体制から、ワンストップでインテークできるように再編しようという構想でした。その後、地域包括支援センターの専門職を増員することにより総合相談支援体制を確立していきましたが、このような総合相談支援体制を構築した発端は「ワンストップの福祉相談窓口を作りたい」という市長の思いでした。その取り組みの経緯は以下の通りです。

(H15年度～H18年度)

3ヶ月に1度(日曜)障害児者・高齢者等の専門職・精神科医による総合相談の日を開設しました。精神障害の相談をはじめ、多くの相談者が訪れました。

(H17 年度)

富士宮市地域福祉計画をH18年3月に策定しました。14の地区で地域座談会等を開催し地域住民の声を聴きました。そして地域福祉計画の基本目標の一つに福祉総合相談窓口の設置を盛り込みました。

(H18 年度)

地域福祉計画に謳った福祉総合相談窓口設置のために、地域包括支援センターを基盤とした福祉総合相談窓口をスタートさせました。

(H20 年度)

組織再編により、福祉総合相談課を設置し、地域包括支援センター、生活保護係、家庭児童相談室、DV女性相談員をひとつの課にまとめました。

## 2. 地域包括支援センターにおける総合相談支援体制

総合相談体制の実施先としては、平成18年4月介護保険法の改正により市に設置された地域包括支援センターの機能を強化し、高齢・障害・児童・DV等の初期相談をワンストップで受けられることができるような体制を構築しました。

地域包括支援センターは、介護保険制度の改正により地域支援事業の必須事業の一つである包括的支援事業を実施するために位置づけられ、業務内容は①総合相談支援事業②権利擁護事業③包括的・継続的ケアマネージメント④介護予防ケアマネージメントの4つとなりました。

介護保険事業なので対象者は65歳以上の高齢者で、制度上は障害者やこども、DV等はその対象ではありません。地域支援事業の財源は介護保険給付費であり、地域支援事業の予算上限も給付費総額の3%未満という制約もあります。富士宮市では、当初地域包括支援センターを直営1ヶ所、在宅介護支援センターを再編した地域型支援センター（ランチ）を7ヶ所配置しそれぞれに担当地域を定めました。また、地域支援事業の予算では配置しきれない直営地域包括支援センターのスタッフを強化するため一般会計等で増員し、総合相談に対応できる専門職スタッフを配置し現在に至っています。現在の人員配置は（図表1）の通りです。

図表1

富士宮市地域包括支援センター（直営）人員配置

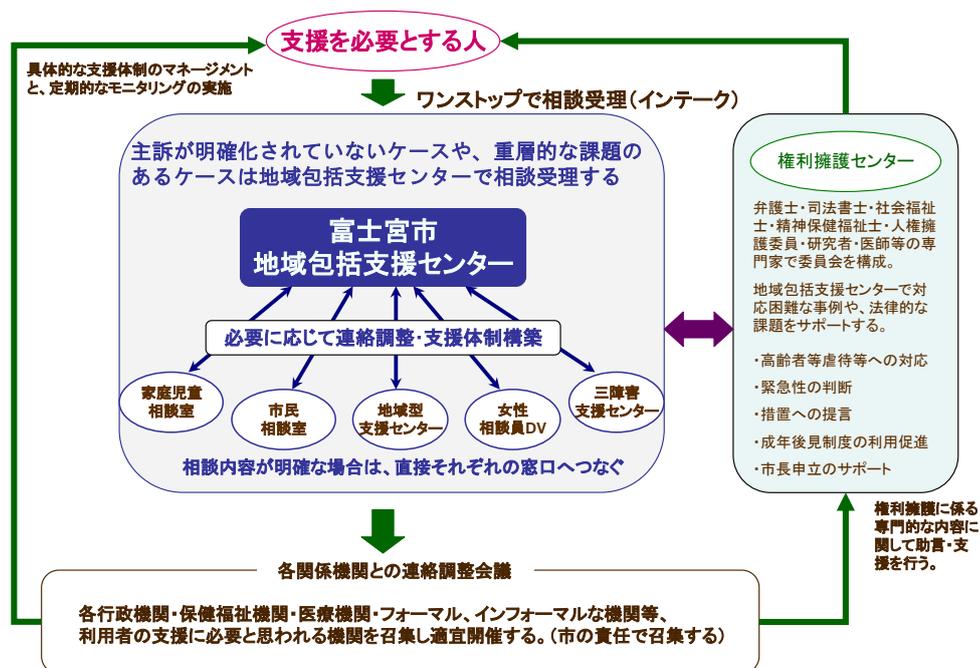
(H22. 4. 1現在)

相談業務担当	社会福祉士	4名
	保健師	3名
	精神保健福祉士	1名
	主任ケアマネ	1名
介護予防担当	保健師	2名
	ケアプランナー	10名
	理学療法士	1名
	事務職員	1名
合計		23名

総合相談支援業務担当の専門職に関しては、H18年4月スタート当初は介護予防プランを担当していましたが、予防プランに追われ総合相談やソーシャルワークの実施に支障が出ていました。そこで予防プランに対応するケアプランナーを配置し平成19年4月以降は基本的には担当していません。地域包括支援センターでの相談対応は各種相談をインテーク、実態把握、課題のアセスメント、コーディネート、モニタリングというプロセスで進めます。インテークの段階で、多重債務や介護保険関係の申請、障害サービスの申請など相談内容が明確で相談者のワーカビリティがある場合は、それぞれの相談窓口につながります。主訴が明確化されていない、あるいは重層的で困難な課題のあるケースは地域包括支援センターが直接対応してコーディネートまで行き、その後は各機関につなげます。調整が必要な場合は、関係する機関を選択して連絡調整会議を召集し支援体制を構築します。(図表2)

図表2

## 富士宮市における総合相談支援システムフロー



相談窓口を一元化したことで、民生委員や地域住民にとっては地域の困難事例を相談する窓口が明確になったというメリットが生まれ、地域で発見された課題は、見守りネットワークや民生委員から地域包括支援センターに集約されるという仕組みが機能し始めています。

### 3. 地域型支援センター（ランチ）における相談受理の仕組み

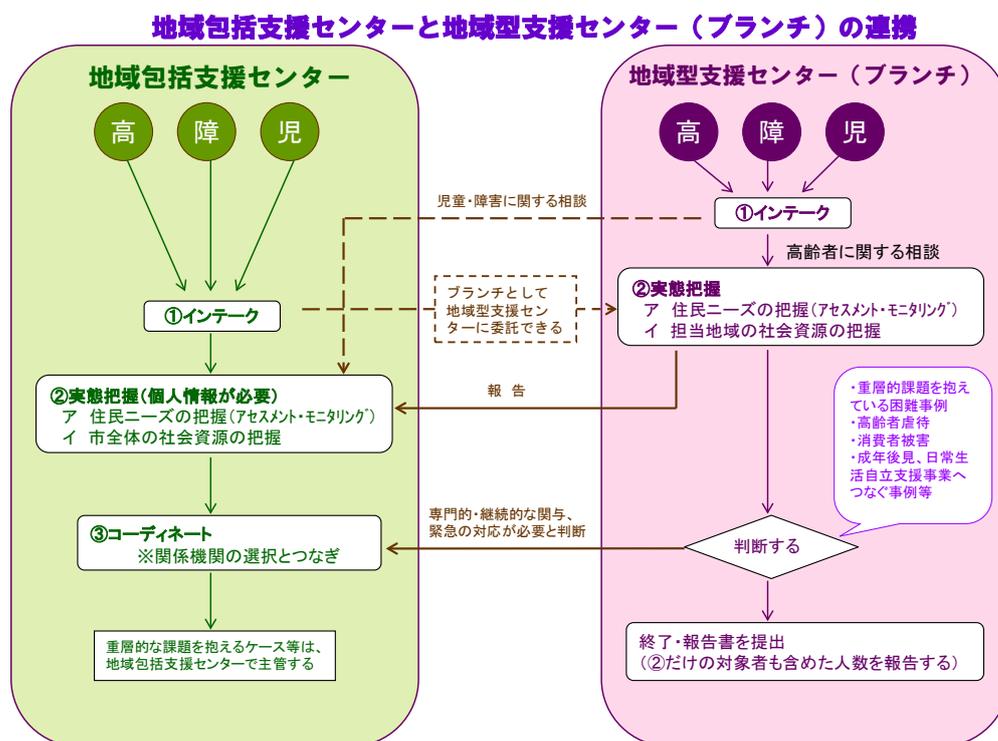
#### 1) ランチの機能

ランチの主な業務内容は、担当地域の地域住民や関係者とのネットワーク構築、相談受付（電話相談、外来相談、訪問相談）、制度やサービスに関する情報提供、実態把握

と緊急の対応・地域包括支援センターへのつなぎであり、地域に密着した活動を展開しています。

地域包括支援センターの4事業のうち、総合相談支援事業をランチに委託し、予防プランは委託していません。ランチは全ての分野（高齢、障害、子ども）のインテークを実施し必要に応じて基本台帳とアセスメントシートを記入します。ランチはもともと在宅介護支援センターであったため、高齢者に関する対応スキルは高いので、高齢者に関してはランチで実態把握を行い、支援可能な内容であればそこで解決することを原則としています。ランチだけでは対応しきれない困難事例（虐待や消費者被害など）は地域包括支援センターにつないでもらいます。子どもや障害のケースは、相談受理シート記入後にそのまま地域包括支援センターに引き継いでもらい、地域包括支援センターで対応します。（図表3）

図表3



ランチに入る相談は、介護サービス利用等の高齢者の日常的な相談が大半を占めています。また以前民生委員は地域包括支援センターに直接相談することが多かったが、最近はランチに相談するケースが増え、相談員やケアマネジャーと一緒に訪問を実施する関係も構築されつつあります。なお、虐待や消費者被害等の緊急性のあるケースはランチを経由せず、地域包括支援センターに直接連絡が入ることもあります。

## 2) ブランチへつながる地域での早期発見・見守りネットワーク

7ヶ所のランチはそれぞれ担当地域が割り当てられています。担当地域には住民の

自治組織である地区社会福祉協議会が組織されています。

「早期発見・見守りネットワーク」は生活に課題のある人を発見する重要な役割を担っています。「早期発見・見守りネットワーク」は、地区社協という組織がその中心になります。地区社協には各地区の区長、班長、民生委員などが参加している住民の自主組織であり、それぞれの地域で課題を発見した際にランチや地域包括支援センターにつなぐ機能が期待されています。

地区社協は住民自治を基本とするため、地区社協のコーディネートは社会福祉法人である市社会福祉協議会が行っています。各地域が、地区社協を中心として地域福祉活動計画の作成や見守り体制の構築に取り組んでいるところです。例えば市内の107自治会のうち60自治会では、孤立防止や介護予防をねらいとした居場所（地域寄り合い処）を実施しています。

行政は専門性が必要な困難ケースを主に担当し、地域で対応可能なケースについては地域住民やNPO、家族会などの地域力で対応できるような支援をすることが望まれています。そこで行政としての役割を果たしながら、住民に期待することを伝えてきました。具体的には行政として総合相談窓口とランチを作ったうえで、「困っている人を発見してランチにつないでほしい」と住民に周知してきました。

最初は「福祉は行政の仕事であり、なぜ住民がやらないといけないのか」という反応が返ってきましたが、「地域における見守りまで行政がやることは事実上不可能なので、地域での見守り体制をつくり支援が必要な人を相談機関につないでほしい」といった話を住民に伝えてきました。最近では、このような提案を理解してくれたある地区社協の総会で「地域でのひとり暮らし高齢者の見守り体制を作ろう」と宣言するなど自発的な動きが生まれてきました。

#### 4. 障害者の相談機関

##### 1) 多様な障害相談の窓口

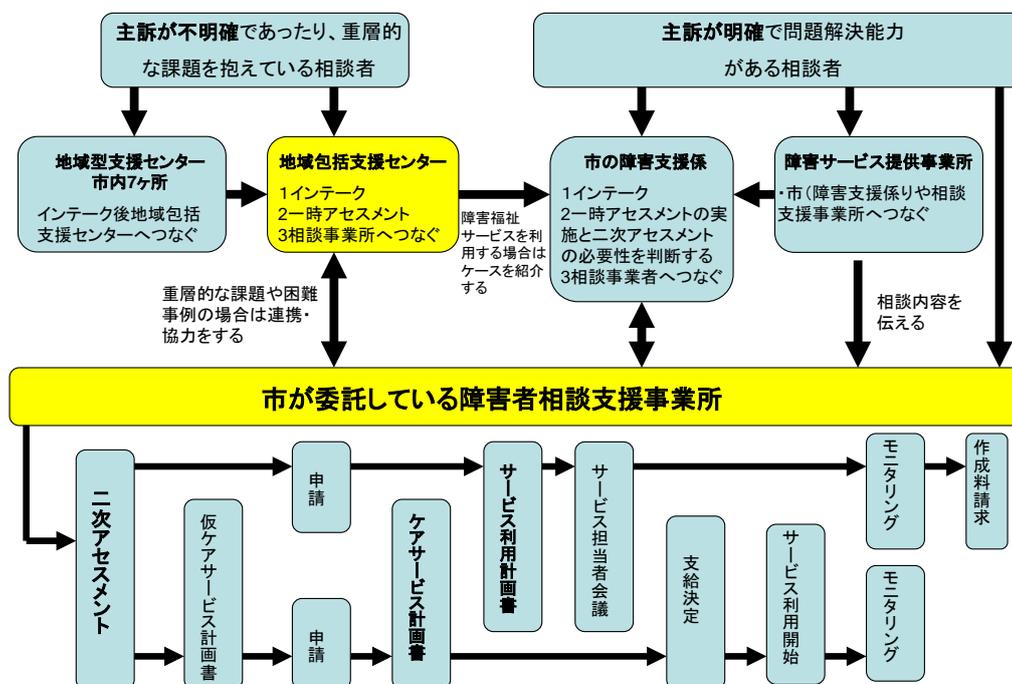
障害の相談窓口は、市の障害支援課・障害サービス提供事業者・障害者指定相談事業所・地域包括支援センター・地域型支援センターなどがあります。これらの相談機関に直接つながっていて、すでに支援体制が構築されている人には、それぞれの支援機関にゆだねています。一方で、どこに相談してよいのか分からなかったり、重層的な課題を抱え自ら相談機関へたどり着くことが困難であったり、困っていることの自覚さえ無いようなケースが地域包括支援センターの対象になります。

地域包括支援センターでインテークやアセスメントを実施し、重層的な課題を整理したあとのケースや、他の機関で相談受理したあと障害者サービス利用申請や生活支援が必要と思われるケースに関しては、富士宮市が委託している障害者指定相談事業所（3ヶ所）につなげる仕組みを作りました。（図表4）また、継続ケースやサービス利用計画

書の作成がされているケースのモニタリングに関しては、障害者自立支援協議会における支援会議で実施します。

図表4

## 障害相談支援の流れ



### 2) 障害者指定相談事業所

障害者指定相談事業所に関しては、平成20年度に、市社会福祉協議会に地域活動支援センターI型事業を、その他に精神障害者地域生活支援センターを実施していた事業所2ヶ所(他市)の計3ヶ所に委託しました。社会福祉協議会は日中活動支援センターも併設しており、相談対応に関しても3障害に対応しています。他の2ヶ所は精神障害の相談に対応しています。その他にも県の単独事業である障害児(者)地域療育支援センター事業を受託している社会福祉法人も活動しています。

自立支援法以前の障害者相談に関しては、身体障害者は市町村事業、知的障害者は都道府県事業、精神障害者は国庫補助事業とそれぞれの実施主体が異なっていて、実施区域も広域圏域で実施されていたので、市町村の実施する障害者指定相談支援事業との整合性がうまく取れず、相談事業の連携が課題となっていました。

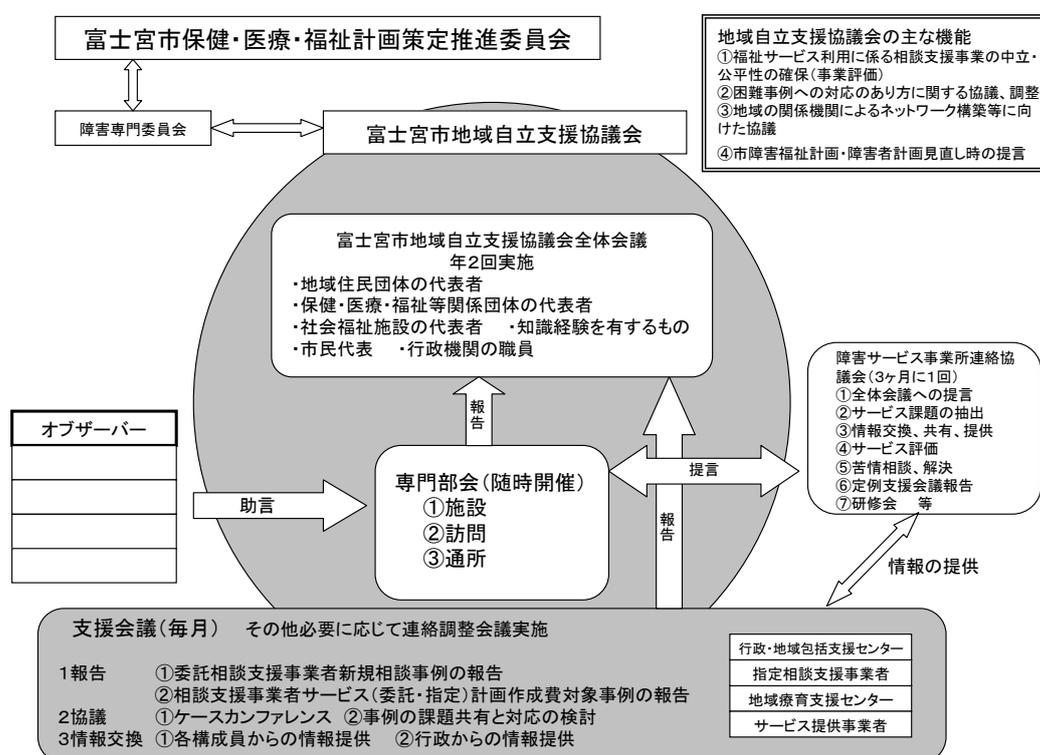
### 3) 障害者地域自立支援協議会

そこで富士宮市では、平成21年度に障害者地域自立支援協議会と障害サービス事業所連絡協議会(以下 事業所連絡協議会と呼ぶ)を同時に立ち上げました。事業所連絡協議会の中には、施設部会、通所部会、訪問部会を設けました。平成21年度からは、それぞれの部会の代表者と障害者指定相談事業所の相談員、障害児(者)地域療育支援

センター事業の相談員、地域包括支援センタースタッフ、市の障害担当者が出席して毎月支援会議を開催しています。

支援会議では障害者指定相談事業所に対応したケースの報告、サービス利用計画書を作成したケースのモニタリング、相談支援から見えてきた課題、事業所連絡協議会や市に対する要望・提言等を話し合っています。事例検討から見えてくる課題や要望は事業所連絡協議会に報告され、具体的な検討がなされる仕組みになっていますが、現状ではまだ十分に機能しているとはいえない状況にあります。(図表5)

図表5



#### 4) 今後の課題

富士宮市は、平成22年度～平成23年度にかけて、国のモデル事業である「市町村地域包括ケア推進事業」を受託し、「住み慣れた地域でその人らしい尊厳のある生活」の実現を目指していくために、ニーズの発見から支援、さらには地域づくりに至るまでの取り組みを、保健・福祉相互の連携、ボランティア等の住民活動などを含めた、地域のさまざまな資源などを活かし、一貫的に勧めていく仕組み作りを推進しています。

地域住民のニーズ調査については、高齢者実態把握調査結果及び健康増進課が列年実施している地区別介護予防分析結果を使って、地域包括支援センターと地域型支援センターとの協同で、生活圏域(地区社協)ごとの地域分析を行いました。

具体的支援機能構築に関しては、地域包括支援センタースタッフ間において、これまで

の活動状況や富士宮市の強み・弱みなどを棚卸し、富士宮市地域包括ケアにおいて、何を  
実現させたいのか、ビジョンの共有化を図り、今後の具体的取組を明確化しました。

課題発見・見守り機能構築に関しては、近隣住民の協力により、生活課題を抱える住民  
を支援するために、地域包括支援センターのコーディネートのもと、定例的な事例検討会  
と個別事例からのコミュニティソーシャルワークの実践が行われました。また、この取組  
みを通して、社会福祉協議会と地域包括支援センターの役割が再確認されています。

個別課題発見・抽出システムにより総合相談窓口につながった相談を、地域包括支援セ  
ンターでしっかり受け止め、個別課題解決システムのネットワークへつなげ適切な支援体  
制を構築し、さらに個別課題で終わらせないように問題共有・地域課題解決システムへと  
つなげ、個別行政計画への反映や新たな社会資源開発のためのソーシャルアクションもで  
きるような地域包括ケアシステムの構築を目指したいと考えています。

現時点では、個別課題発見・抽出システムと個別課題解決システムへの取り組みは進  
んでいますが、問題共有・地域課題解決システムへの取り組みはこれからとなります。生  
活圏域ごとの福祉課題を検討する小地域ケア会議と市域全体の課題を検討する包括ネット  
ワーク会議の設置運営に向け今後の取り組みを開始します。

平成 23 年 6 月

### 地域包括ケアを支える3つのシステム(富士宮市) イメージ図

